



発行 新潟県

第64号

令和3年8月20日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 963 保安林の指定予定(治山課)
- 964 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 965 換地処分(農地整備課)
- 966 公共測量の実施通知(監理課)
- 967 公共測量の実施通知(監理課)
- 968 公共測量の実施通知(監理課)
- 969 公共測量の実施通知(監理課)
- 970 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 971 港湾施設の指定(港湾整備課)

## 公 告

- 特定調達契約の落札者等(ICT推進課)
- 特定調達契約の落札者等(ICT推進課)

## 雑 報

- 一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第963号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
令和3年8月20日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県糸魚川市大字平字根子屋1869の1
- 2 指定の目的  
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県糸魚川地域振興局農林振興部及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第964号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営松橋地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月20日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和3年8月23日から令和3年9月17日まで
- 3 縦覧に供する場所  
燕市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア 土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第965号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業宇津俣地区に係る換地処分をした。

令和3年8月20日

新潟県知事 花角 英世

---

◎新潟県告示第966号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(車載写真レーザ測量)
- 2 作業期間 令和3年7月29日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局管内(新潟県村上市から石川県加賀市)

---

◎新潟県告示第967号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業浦田福島地区(全換地区)確定測量)
- 2 作業期間 令和3年8月20日から令和4年3月7日まで
- 3 作業地域 十日町市浦田、福島地内

---

◎新潟県告示第968号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 川茂地区（川茂換地区）確定測量）
- 2 作業期間 令和3年8月18日から令和4年3月8日まで
- 3 作業地域 新潟県佐渡市下川茂ほか地内

---

#### ◎新潟県告示第969号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年8月12日から令和4年2月3日まで
- 3 作業地域 新潟県妙高市関川地先から長野県飯山市照岡地先

---

#### ◎新潟県告示第970号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和3年8月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 処分をした年月日 令和3年6月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社グリーン・アート  
五十嵐 誠
- 3 主たる営業所の所在地  
長岡市宮原1-2-5
- 4 許可番号 新潟県知事許可（特-28）第17075号
- 5 処分の内容 さく井工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月4日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和3年6月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社小竹組  
田野平 悟
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字水保70-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第25685号
  - 5 処分の内容 石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和3年6月3日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
スマシア株式会社
-

宮本 吉裕

3 主たる営業所の所在地

上越市寺町812-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45187号

5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年6月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年6月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社石高組

石高 勝

3 主たる営業所の所在地

長岡市下沼新田甲129

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第5707号

5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年6月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年6月17日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社田中板金

田中 義一郎

3 主たる営業所の所在地

見附市本町2-16-10

4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第16031号

5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年6月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年7月2日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社BSNウェーブ

金田 博幸

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区万代3-1-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41492号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年7月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和3年7月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
高橋建設工務店  
高橋 勇
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市寺町3-17-44
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第20134号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
エヌケー建設株式会社  
佐藤 徳広
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市相川下戸村264-11
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-29)第11983号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社坂上電気工事  
坂上 和
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市岩船駅前58-5
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第20541号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年6月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社角田塗装  
角田 定之
  - 3 主たる営業所の所在地  
燕市八王寺1276
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第15844号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実
-

令和3年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 令和3年6月25日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
羽越建設株式会社  
本間 正人
  - 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市虫野202
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45622号
  - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年6月29日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
東工道路株式会社  
小林 勇三
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西区的場流通2-2-4
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第14221号
  - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年6月28日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社山田電気  
菊池 浩樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
三条市林町2-8-15
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-31)第21127号
  - 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年6月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社山一建設工業  
多田 玉枝
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市田之口1503
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第16625号
-

- 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年6月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社かねこ  
金子 靖
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市寺町3-8-33
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第41654号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月9日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社WELTECNIIGATA社  
晒名 さとみ
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市東区幸栄1-1-7
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第44074号
  - 5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年6月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
岡野屋木工  
中村 邦夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字須沢3404
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第25522号
  - 5 処分の内容 内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月5日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
合同会社ASK24  
丸山 真次
-

- 3 主たる営業所の所在地  
新潟市江南区東船場3-4-8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45225号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月9日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社武田建設  
武田 和弘
  - 3 主たる営業所の所在地  
南蒲原郡田上町大字田上丙2525-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第16472号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月9日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社佐渡通信建設  
渡部 孝樹
  - 3 主たる営業所の所在地  
佐渡市竹田1045-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第11830号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年6月22日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社双翔  
江端 和昌
  - 3 主たる営業所の所在地  
胎内市大字羽黒1862-11
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第31132号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年6月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-



株式会社エスケータック

佐藤 哲晃

3 主たる営業所の所在地

胎内市関沢69-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第44162号

5 処分の内容 建築工事業、屋根工事業、管工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年6月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年7月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

伊賀建設株式会社

伊賀 義輝

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区はなみずき1-16-35

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第3179号

5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年7月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年7月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社森本工業所

森本 正太郎

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区豊2-7-26

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第14183号

5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和3年7月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社拓晶土木

川崎 仁志

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区文京町6-29

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第23890号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和3年7月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
アーケアトリエ株式会社  
高橋 禎哉
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市豊2-12-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第44764号
  - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
富士工業有限会社  
佐久間 正勝
  - 3 主たる営業所の所在地  
燕市小関1457
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第44457号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月13日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
SD農建株式会社  
濱田 保
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市北区新崎5304
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第45775号
  - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社島田特殊土木  
島田 敏
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市下新保964
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第20781号
  - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実
-

令和3年7月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 令和3年7月21日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
石田建築  
石田 克美
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市大字古渡路831
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第39045号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月26日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社桐生工務店  
桐生 工
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市大字原110
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第18996号
  - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年6月30日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社行方木工所  
行方 健一
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市一村尾3399
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第18855号
  - 5 処分の内容 大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年6月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月6日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社コバヤシ钣金工業  
小林 博和
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市秋葉区栗宮1390
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第12930号
-

- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社中村工業  
中村 悦子
  - 3 主たる営業所の所在地  
糸魚川市大字能生3239-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第25621号
  - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社堀周組  
堀 孝吾
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西蒲区東小吉2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第5096号
  - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社鈴木佛壇店  
鈴木 秀明
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市南区白根日の出町10-8
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45278号
  - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和3年7月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和3年7月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社鎌倉建材  
鎌倉 和人
  - 3 主たる営業所の所在地
-

新潟市北区大瀬柳3492

- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特一28）第22897号
- 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和3年7月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 令和3年7月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
北産建設工業株式会社  
花野 正人
- 3 主たる営業所の所在地  
胎内市高野1608
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般一2）第12054号
- 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和3年7月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 令和3年7月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
山野電気工事  
山野 功
- 3 主たる営業所の所在地  
燕市大字渡部1203
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般一28）第40503号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和3年7月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 令和3年7月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
羽田野鉄筋  
羽田野 慶悟
- 3 主たる営業所の所在地  
胎内市大字高畑字新割546-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般一28）第21806号
- 5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和3年7月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

- 1 処分をした年月日 令和3年7月6日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社メディア
-

稲葉 雄二

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区山二ツ 2-16-22

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第23002号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

令和3年7月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

◎新潟県告示第971号

新潟県港湾管理条例(昭和38年新潟県条例第11号)第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

令和3年8月20日

姫川港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 新規指定

種類	名称	位置	数量及び能力	
船舶役務用施設	西埠頭3号船舶給水施設1	糸魚川市大字寺島字 浜ノ新田地内	延長	223.0m
			管径	150.0mm
			75.0mm	
			給水栓	1基
	西埠頭3号船舶給水施設2		延長	72.9m
			管径	150.0mm
			75.0mm	
			給水栓	1基
	西埠頭3号船舶給水施設3		延長	84.0m
			管径	150.0mm
			75.0mm	
			給水栓	1基
	西埠頭危険物取扱用地船舶 給水施設		延長	78.8m
			管径	150.0mm
			75.0mm	
			給水栓	1基

2 変更指定

令和3年8月20日

「

種類	名称	位置	数量及び能力	
船舶役務用施設	西埠頭2号船舶給水施設	糸魚川市大字寺島	延長	1205.8m
			管径	150.0mm
				100.0mm
			給水栓	1基

」

を

「

種類	名称	位置	数量及び能力	
----	----	----	--------	--

船舶役務用施設	西埠頭1号船舶給水施設2	糸魚川市大字寺島	延長	1205.8m
			管径	150.0mm
				100.0mm
			給水栓	1基

に変更する。

## 公 告

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量  
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その41）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県知事政策局ICT推進課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和3年7月28日（水）
- 6 落札者の氏名及び住所  
三菱HCキャピタル株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 7 落札価格  
201,993,000円
- 8 入札公告日  
令和3年6月18日（金）
- 9 落札方式  
最低価格

### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量  
新潟県新電子申請・届出システム構築及び運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県知事政策局ICT推進課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
令和3年7月29日（木）
- 4 契約者の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越新潟支店

新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9

- 5 落札価格  
59,070,000円
- 6 契約方式  
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和3年6月4日(金)
- 8 落札方式  
技術点及び価格点の和が最高の者

## 雑 報

### 一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新3号館(仮称)講義机及び椅子等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年8月20日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称  
新3号館(仮称)講義机及び椅子等の購入
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び別記仕様書による。
- (3) 納入期限  
令和4年3月15日(火)までに、調達物品について確認検査を受けること。
- (4) 納入場所  
新潟県立大学(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

#### 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

- (1) 交付期間  
令和3年8月20日(金)から令和3年9月3日(金)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 交付場所及び問い合わせ先  
新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学教務学生支援部企画課  
電話番号025-368-8224 FAX番号025-270-5173

#### 3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年9月10日(金) 午前10時
- (2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学 1号館A棟1203会議室

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2・3・4年度新潟県物品等入札参加資格者名簿(家具)に登録されている者であること。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。
- (5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。



- (7) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
- ア 提出期限 令和3年9月6日(月) 午後5時15分
- イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地  
新潟県立大学教務学生支援部企画課
- ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。
- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。
- ア 交付日時 令和3年9月7日(火) 午前10時から午後4時まで
- イ 交付場所 (1)イに掲げる場所
- 6 入札の方法
- (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- (2) 入札書の記載
- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法
- 入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。
- 8 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札
- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- 11 その他
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。